

# 地理的表示保護法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ● 仏暦二五四六年・地理的表示保護法令

### 前文省略

#### 第一条（法令の名称）

本法令を「仏暦二五四六年地理的表示保護法令（プララーチャバンヤット・クムクロン・シン・ボン・チー・ターン・プミサート）」と呼ぶ。

#### 第二条（施行日）

本法令は官報公示日から180日が経過した時に施行する。〔官報公示は二〇〇三年一〇月三一日〕

### 第一章 総則

#### 第三条（語義）

本法令において、

「地理的表示（シン・ボン・チー・ターン・プミサート）」とは、名称、シンボル、または原産地を呼称として使う、もしくは原産地の代わりに使うその他の物を意味し、その原産地で産する商品が品質、名声を有する、もしくは当該原産地特有の特徴を有する商品であることを示すことができる物を意味する。

「原産地（レーング・プミサート）」とは、国、区域、地方、地域のエリアを意味するとともに、海、湖、川、水路、島、山、または同様のその他のエリアも意味する。

「商品（シンカー）」とは、自然により生じた、もしくは農業生産物である、または手工芸及び工業製品であるところの、売買、交換、または譲渡できる物品を意味する。

「一般名称（チュー・サーマン）」とは、ある種類の商品の呼称として一般に知られている名称を意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、地理的表示委員会を意味する。

「担当職員（パナックガーン・チャオナーティー）」とは、本法令の執行のために局長が任命した者を意味する。

「登録官（ナーイ・タビヤン）」とは、局長または大臣が任命した者が本法令に基づく執行のため登録官として任命した者を意味する。

「局長（アティボディ）」とは、知的財産局長を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

#### 第四条（主務大臣）

商業大臣を本法令の主務大臣とする。主務大臣は登録官を任命し、本法令の末尾レートを上回らない範囲で手数料レートを定める、手数料レートを減免する、及び本法令に基づく執行のためのその他の事業を定める省令を制定する権限を有する。

### 第二章 地理的表示の登録

## 第五条（要件）

登録出願する地理的表示は、以下のいずれかの態様にあつてはならない。

- （一）その地理的表示の呼称が使われる商品の一般名称である。
- （二）公序良俗、または国の政策に反する地理的表示である。

## 第六条（外国の地理的表示）

本法令に基づき保護を受ける外国の地理的表示は、その国の法律に基づき保護を受け、タイ国で登録出願する日まで継続的に使用されてきた地理的表示であることの明白な証拠がなければならない。

## 第七条（出願権）

地理的表示を登録出願する権利を有するのは以下の者とする。

- （一）官公庁、国の機関、国営企業、地方公共団体、または商品の原産地を管轄地とする法人格の国のその他機関。
- （二）地理的表示を使用する商品に関連する事業を営み、商品の原産地に居住地を有する自然人、集団、または法人。
- （三）地理的表示を使用する商品の消費者グループ、または消費者保護団体。

## 第八条（外国の地理的表示の登録出願者の資格）

タイ国籍者ではなく、外国の地理的表示の登録出願を望む第七条に基づく登録出願者は、以下のいずれかの資格を有していなければならない。

- （一）タイが加盟している地理的表示保護に係る国際協定または合意に加盟している国の国籍を有する。
- （二）タイ国内、またはタイが加盟している地理的表示保護に係る国際協定または合意に加盟している国に実際の住所または事業地を有する。

## 第九条（原則と方法）

地理的表示の登録出願は省令で定めた原則と方法に従う。

## 第一〇条（出願書の詳細）

地理的表示の登録出願書には、商品の品質、名声その他の特徴、原産地の詳細、及び省令で定めたその他の詳細がなければならない。

## 第一一条（出願書の検査）

地理的表示の登録出願書を受け取った時、担当職員は当該出願書が第五条、第六条、第七条、第八条、第九条及び第一〇条に定めた原則に従っているか検査し、検査結果を作成して、登録出願書を受け取った日から120日以内に登録官に見解を提出する。

## 第一二条（検査方法）

第一一条に基づく出願書検査で担当職員は登録出願者または関係者を呼び、説明させる、もしくは追加の証拠を示させることができる。判定しなければならない

らない件に係る分野の専門家の意見を聴く必要がある場合、登録官が専門家にその件について検討、意見具申してもらおう。

## 第一三条（登録出願の却下）

登録出願書が第五条、第六条、第七条、第八条、第九条及び第一〇条に定めた原則に従っていない場合、登録官は検査報告を受け取った日から30日以内にその登録出願の却下を命じ、命令日から15日以内に登録出願者にその事由とともに命令通知書を送付する。

登録出願者はその命令通知を受けた日から90日以内に、委員会に登録官の命令に対する不服を申し立てる権利を有する。不服申立は省令で定めた原則と方法に従う。

## 第一四条（不服申立の判定）

委員会が登録出願者の不服申立に決定を下した時、判定を下した日から15日以内に登録出願者にその事由とともに決定通知書を送付する。

委員会が決定を下した後、登録出願者が委員会の決定に異議があるのであれば、その決定通知を受けた日から90日以内に裁判所に訴える権利を有する。当該期間内に訴えなかった場合、委員会の決定は確定したものとみなす。

## 第一五条（登録公告）

登録出願書が第五条、第六条、第七条、第八条、第九条及び第一〇条に定めた原則に従っており、登録官が要件付き、または要件なしで登録すべきと判断した場合、登録官は省令で定めた方法に従い登録公告を命じる。

## 第一六条（登録反対）

第一五条に基づく公告日から90日以内に、利害関係者は登録出願された地理的表示の登録反対意見を提出することができる。

第一段に基づく反対意見の提出は省令で定めた原則と方法に従う。

## 第一七条（登録反対への対抗）

第一六条に基づく反対意見があった時、反対意見があった日から15日以内に登録出願者に反対意見書の謄本を送付する。

登録出願者は反対意見書の謄本を受け取った日から90日以内に対抗意見書を提出し、担当職員は反対人に対抗意見書の謄本を送付する。登録出願者が対抗意見書を提出しなかった場合、登録出願者は出願を放棄したものとみなす。

反対意見と対抗意見の審査及び決定においては第一二条を準用する。

## 第一八条（登録官の決定）

登録官が反対意見と対抗意見に決定を下した時、決定があった日から15日以内に登録出願者と反対人にその事由と共に決定を文面で通知する。

登録出願者と反対人は決定通知を受け取った日から90日以内に委員会に登録官の決定に対する不服を申し立てる権利を有する。

委員会が決定を下した時、いずれか一方の側が委員会の決定に同意できないのであれば、その決定の通知を受けた日から90日以内に裁判所に訴え出る権利を有する。当該期間内に訴え出なかったときは委員会の決定が確定する。

## 第一九条（登録）

第一六条に基づく反対がなかった時、または反対があつたが登録官もしくは委員会、または裁判所が第一八条に基づく決定確定、または確定判決で反対を却下した時、登録官は第一六条第一段に定められた期間が終わった日、または登録官が当該決定もしくは判決を受けた日の翌日から15日以内に登録する。ここに省令で定めた原則と方法に従う。

## 第二〇条（保護効力）

登録官が第一五条または第一九条に基づき地理的表示を登録した時、登録出願書を提出した日から地理的表示の保護は効力を有する。

## 第三章 地理的表示の登録変更と登録抹消

### 第二一条（登録変更）

登録を受け付けた内容に間違いがある、または事実と反する点がある場合、登録出願者が申請した時、もしくは登録官が間違い、事実と反する点を知った時、登録官はその間違い、もしくは事実と反する点の是正を命じることができる。

### 第二二条（変更・抹消申請）

登録官が第一九条に基づき地理的表示を登録した後、登録出願または登録が不法になされた、または詐欺により、または登録時に事実とは違う内容によりなされた証拠が明らかであれば、利害関係者または担当職員は登録官に要請し、委員会に登録の変更または抹消を決定してもらうことができる。変更または抹消は省令で定めた原則と方法に従う。

委員会が第一段に基づき地理的表示の変更または抹消を決定した時、委員会が決定した日から15日以内に、その事由と共に登録変更または抹消を文面で登録出願者に通知し、省令で定めた方法に従いその変更または抹消を公告する。

### 第二三条（情勢変化による変更・抹消）

第一九条に基づく登録後、情勢が変化し、その変化が地理的表示を第五条に基づく禁止態様にした、または原産地に係る内容、もしくは他の内容が登録日に記載したのから変化したことが明らかである場合、利害関係者または担当職員は登録官に要請し、委員会に登録の変更または抹消を決定してもらうことができる。ここに第二二条第二段の内容を準用する。

### 第二四条（委員会決定への異議申立）

第五条（二）に基づく事由による登録抹消の場合を除き、委員会が第二二条または第二三条に基づく登録変更もしくは抹消を決定した時、利害関係者が委

員会の決定に同意しないのであれば、その決定の通知を受けた日から90日以内に裁判所に訴える権利を有する。当該期間内に訴えなかった場合、委員会の決定が確定したものとみなす。

## 第四章 地理的表示の使用と使用禁止命令

### 第二五条（使用権）

いずれかの商品で地理的表示の登録があった時、当該商品の原産地に所在するその商品の生産者は、またはその商品に係る取引業者は、登録官が定めた要件に従い登録された地理的表示を使用する権利を有する。

### 第二六条（使用中止命令）

第二五条に基づく者が登録要件に従わずに地理的表示を使用した場合、登録官はその者に対し、定められた期間に要件に従うよう通知書をもって通知する。当該期間内に相当の事由なく要件に従わなかったのであれば、登録官は文面でその者の地理的表示の使用中止を命じることができる。このとき使用中止期間は命令通知を受けた日から2年以内とする。

第一段に基づき地理的表示の使用中止命令を受けた者は、命令通知を受けた日から90日以内に、登録官の命令に対する不服を委員会に申し立てる権利を有する。このとき不服申立は省令定めた原則と方法に従う。

委員会が不服申立に決定を下した時、当該者が委員会の決定に同意しないのであれば、その決定通知を受けた日から90日以内に裁判所に訴え出る権利を有する。当該期間内に訴え出なかった場合、委員会の決定は確定したものとみなす。

### 第二七条（不当行為）

以下の行為は不当行為とみなす。

（一）登録出願書に示された原産地からのものではない商品を当該原産地からの商品であることを示す、または他者をして信じ込ませるための地理的表示の使用。

（二）他の事業者に損害を及ぼすために、商品の原産地、及び商品の品質、名声またはその他の特徴の錯綜、誤解を生じさせる地理的表示の使用。

第一段に基づく当該行為は、地理的表示の登録前になされたのであれば、正当行為であるものとみなす。

## 第五章 特例商品の地理的表示保護

### 第二八条（特例商品の公示）

大臣は省令で、いずれかの種類の商品を特例商品に定めることができる。

第四段の規定下に、第一段に基づき特例商品を定める公示があった時、登録出願書に示された原産地を有さない商品に地理的表示を使用することは、たとえ使用者がその商品の真の原産地を表示していた、またはその商品の真の原産

地を示す語句を使用していた、もしくは何らかの行為をなしていたとしても、不当行為となる。

第二段に基づく商品の真の原産地を知らせる表示には、その商品に使用する地理的表示に「種（チャニット）」「類（プラペート）」「様・式・風（ベープ）」の語句、または似たような語句の使用も含める。

第二段に基づく行為は、その地理的表示の使用者が仏暦二五三七年（西暦一九九四年）四月一五日より以前に、継続して10年間にわたって、または善意で当該地理的表示を使用してきたのであれば、不当行為とはみなさない。

## 第二九条（原産地を異にする特例商品）

省令で定めた特例商品が同じ、または類似の地理的表示を有していながら、異なる原産地を有する場合、当該商品で地理的表示の登録があった時、この場合の地理的表示の使用は省令で定めた原則と方法に従う。

## 第六章 地理的表示委員会

### 第三〇条（構成）

商業省次官を委員長、農業・協同組合省次官、内閣法制委員会事務局長、検事総長、弁護士協会代表、及び法学、政治学、科学、農学、経済学、人文学、歴史学、地理学または考古学の有識者から内閣が任命した14人以下の委員からなる「地理的表示委員会」と呼ぶ委員会を設置する。有識者委員は消費者保護に係る団体または機関からの有識者を含め民間から6人以上任命する。

知的財産局長を委員兼書記とする。

委員会はいずれかの者を書記補に任命することができる。

### 第三一条（権限）

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 本法令に基づく省令の制定で大臣に提言する、または助言する。
- (二) 本法令に基づく不服申立に判定を下す。
- (三) 本法令に基づく地理的表示の変更または抹消を命じる。
- (四) 大臣が委任したところに基づく地理的表示に係るその他の件の検討。
- (五) 第一二条に基づく専門家の任命。
- (六) 本法令で定めたその他の権限。

### 第三二条（任期）

有識者委員は1期4年の任期を有し、退任した有識者委員は再任されることができ、連続して2期を超えない。

### 第三三条（退任）

有識者委員は任期による退任のほか以下に以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。

- (三) 大臣が解任した。
- (四) 破産者である。
- (五) 無能力者または準無能力者になった。
- (六) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪または軽犯罪はその限りではない。

### 第三四条（新任委員の任期）

任期前に退任した有識者委員に代わる有識者委員の任命がある場合、または既存の有識者委員の残り任期がまだある間に追加の有識者委員の任命がある場合、新たに任命を受けた者の任期は既存の有識者委員の残り任期と同じとする。

### 第三五条（任務の継続）

有識者委員の任期が満了したが、まだ新たな有識者委員の任命がない場合、新たな有識者委員の任命があるまで、任期に基づき退任する有識者委員が任務を果たす。

### 第三六条（会議）

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。委員長が会議に欠席した、または議長の任務を果たせないのであれば、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決をもってこれをなし、一人の委員は決議において一票を有する。票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

### 第三七条（小委員会）

委員会は、委員会が委任したところに基づく何らかの審査または実施のために小委員会を設置する権限を有する。小委員会の会議には第三六条を準用する。

### 第三八条（呼出権限）

任務の遂行において、委員会または小委員会は必要に応じて、関係者に証言させる、もしくは書類その他の物品を提出させるため、文面での呼出命令を出す権限を有する。ここに委員会が定めた規則に従う。

### 罰則規定

#### 第三九条

第二七条に基づく不当行為者は、20万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第四〇条

第二八条第二段に基づく不当行為者は、20万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第四一条

第三八条に基づき委員会または小委員会に対し証言しなかった、または書類その他物品を提出しなかった者は、5000バーツ以下の罰金に処する。

## 第四二条

本法令に基づき罰せられる違反行為者が法人である場合、その法人のマネージング・ダイレクター、マネージャー、代表者がその違反に対する罰則を受けなければならない。ただし自己がその法人の違法行為を知らなかった、または承諾しなかったことを証明できるときはその限りではない。

## 第四三条

本法令に基づく違反行為は局長が略式処分を下す権限を有し、被疑者が略式処分に基づく科料を支払った時、刑事訴訟法典に基づき事件は終結したものとみなす。

### \*手数料レート

- (1) 地理的表示登録出願 一部1000バーツ
- (2) 地理的表示登録反対 一部1000バーツ
- (3) 登録官の命令または決定への不服申立 一部1000バーツ
- (4) 地理的表示登録の内容変更申請 一部200バーツ
- (5) 地理的表示登録の抹消申請 一部200バーツ
- (6) その他の申請 一部200バーツ

● 仏暦二五四七年・特例商品種の名称を定め、類似または同一の地理的表示使用における原則と方法を定める省令

### 前文省略

#### 第一項（特例商品）

以下の商品種を特例商品に定める。

- (1) 米
- (2) 絹
- (3) ワイン
- (4) 蒸留酒

#### 第二項（異なる原産地）

第一項に基づく特例商品が、すでに登録された特例商品の地理的表示と同じ、もしくは類似した地理的表示を有する場合、または異なる原産地を有する商品として登録手続中である場合、後から登録出願する特例商品の地理的表示の使用は、地理的表示の後ろにその商品が製造された原産地及び国を明瞭に表示しなければならない。

#### 第三項（施行日）

本省令は仏暦二五四七年四月二八日より施行する。

● 仏暦二五四七年・地理的表示出願に係る原則と方法、地理的表示登録の公告、反対、対抗、不服申立、及び変更と取消についての省令

前文省略

第一項（施行日）

本省令は仏暦二五四七年四月二八日より施行する。

第一章 総則

第二項（語義）

本省令において、

「申請書（カムコー）」とは、地理的表示の登録出願及びその他の申請書に加え、反対意見書、対抗意見書、不服申立書、及びその他の申請書も意味する。

第三項（申請書提出）

一連の申請書は局長が公示規定した書式を使用する。

申請書の記述はタイ語で内容をタイプし、申請人の署名を付す。

申請書の提出は商業省知的財産局、県商業事務所、または局長が公示規定したその他の機関の担当職員に提出するか、商業省知的財産局の担当職員に郵便書留で、もしくは局長が公示規定したその他の方法で送付し、局長が公示規定した方法で手数料を支払う。

第三段に基づき郵便書留で送付する場合、知的財産局が申請書を受け取った日をその申請書の提出日とみなす。

第四項（身分証明書の添付）

申請書に身分証明書の写しを添付しなければならない場合。

（一）官公庁、国の機関、国営企業、地方行政機構、または法人である国のその他組織であれば、官公庁、国の機関、国営企業、地方行政機構、または国のその他組織の長が当該機関の名において申請人となり、国家職員身分証明書法に基づく身分証明書、またはその地位に任命した辞令の写しを添付する。

（二）法人であれば、最新の法人証明書の写しを添付する。その保証書には権限を有する者による、法律に基づく証明であることの、保証書の発行日から6か月以内の保証がなければならない。第六条に基づき書類を送付した、外国の法律に従い設立された法人である場合は、外国の法人であることを証明する内容を示す。

（三）自然人であれば、国民証、公的なその他身分証明書、外国人滞在証明書、または旅券の写しを添付する。

第五項（委任の場合）

権限を委任された者による申請書提出では、委任状及び委任を受けた者の国民証、公的なその身分証明書、外国人滞在証明書、または旅券の写しを添付する。

## 第六項（外国での委任）

外国における委任である場合、委任状にはタイ大使館もしくはタイ領事館の権限ある職員、または委任者が住所を有する国に常駐する商業省管轄下の事務所の長、もしくは当該人物の代行で委任を受けた職員、またはその国の法律で証明権限を有するとされた者による証明と署名がなければならない。

第一段の委任が、タイ国内に住所がない委任者によってタイ国でなされたものである場合、旅券、一時滞在証明書、または委任時に委任者が本当にタイ国内に入国していたと判断できるようなその他の証拠の写しを送付しなければならない。

## 第七項（書類証明）

申請人は申請書に添付した書類の写しの正しさを証明しなければならない。

## 第八項（翻訳証明）

申請書に添付した書類が外国語の場合、申請人はタイ語への翻訳を用意し、正しく翻訳したことを翻訳者に証明させなければならない。

## 第二章 地理的表示登録出願

### 第九項（出願内容）

地理的表示の登録出願には以下の事項がなければならない。

- (一) 書式の項目に基づく登録出願者に係る詳細。
- (二) 原産地を呼ぶのに使用する、または原産地の代わりに使用する名称、シンボル、もしくはその他の物。
- (三) 地理的表示を使用する商品のリスト。
- (四) 地理的表示を使用する商品の品質、名称、特徴、または特別な態様に係る詳細。
- (五) 地理的表示を使用する商品と原産地の関係を示す詳細。
- (六) 登録出願する原産地の場所に係る詳細。
- (七) 商品ラベル上の登録出願する地理的表示の使用を示す詳細。
- (八) 登録出願者の署名と署名した年月日。

### 第一〇項（添付書類）

登録出願は以下の証拠書類と共に提出する。

- (一) 出願書の写し1セット。
- (二) 身分証明書の写し。
- (三) 登録出願する地理的表示使用商品の写真。
- (四) 登録出願する地理的表示使用商品のラベルの原本、コピーまたは写真。

## 第三章 公告

### 第一一項（登録受理の公告）

登録官は第一五条に基づく地理的表示の登録受理を公告する。公告の方法は商業省知的財産局の視認しやすい場所に掲示するか、局長が公示規定した他の方法による。

## 第一二項（公告の内容）

第一一項に基づく公告の内容は以下の事項を有する。

- （一）登録出願番号と登録出願書提出日。
- （二）登録受理公告日。
- （三）登録出願者の名、住所または事業地。
- （四）地理的表示を使用する商品のリスト。
- （五）地理的表示を使用する商品の品質、名声、特徴、または特別な態様に係る詳細。
- （六）地理的表示を使用する商品と原産地の関係を示す詳細。
- （七）登録出願する原産地を明確に示す地点地図に係る詳細。
- （八）登録官が第一五条に基づき定めた要件。
- （九）登録官が相当と判断したその他の事項。

## 第四章 登録反対と反対への対抗

### 第一三項（反対意見書）

第一六条に基づく地理的表示の登録への反対で、反対者は反対の事由を示す反対意見書をその写し1セットと反対者の身分証明書の写しと共に提出する。

### 第一四項（対抗意見書）

地理的表示の登録反対がある場合、登録出願者は対抗の事由を示す対抗意見書を反対者の人数に応じた写しと共に提出する。

## 第五章 地理的表示登録出願

### 第一五項（登録内容）

第一九条に基づく地理的表示の登録で、登録官は登録順に従って登録番号をつける。地理的表示の登録簿記載では以下の事項があるようにする。

- （一）登録出願番号と出願日。
- （二）登録番号と登録日。
- （三）第九項（一）（二）（三）（四）（五）及び（六）に基づく事項。
- （四）登録を求める原産地を示す地図。
- （五）登録官が第一五条に基づき定めた要件。
- （六）登録が相当と判断したその他の事項。

### 第一六項（不服申立）

第一三条第二段、第一八条第二段、及び第二六条第二段に基づく登録官の命令または決定への不服申立で、申立人はその事由を示した不服申立書を、その写し一セットと共に提出する。

## 第一七項（不服申立の変更）

不服申立の期限内に、不服申立人は署名を付した文面で不服申立書の変更を求めることができる。このとき不服申立書変更の目的と事由、事実関係を説明する。

## 第一八項（不服申立の取下げ）

委員会の決定前に、不服申立人は不服申立書を取り下げることができる。不服申立の取下げは不服申立人の署名を付した文面での申請により、不服申立書取下げの事由を説明する。

不服申立人が第一段に基づき不服申立書を取下げを求めた場合、登録官がその正しさを検証した後、委員会に提出し、不服申立リストから抹消する。

## 第六章 地理的表示登録の変更と取消

### 第一九項（変更・取消申請）

第二二条に基づく地理的表示登録の変更または取消は、以下の証拠書類と共に変更または取消の事由を示した申請書を提出する。

- (一) 変更または取消申立人の身分証明書の写し。
- (二) 変更または取消を求める地理的表示に係る詳細。

### 第二〇項（変更公告）

委員会が第二二条に基づき地理的表示登録の変更を決定した場合、第一条に基づき定めた方法に従いその地理的表示の登録変更を公告する。

第一段の公告では以下の事項があるようにする。

- (一) 登録出願番号と登録変更申請日。
- (二) 登録番号と登録日。
- (三) 登録変更の公告日。
- (四) 委員会が変更を命じた内容。
- (五) 登録官が相当と判断したその他の内容。

### 第二一項（取消公告）

委員会が第二二条に基づき地理的表示の登録取消を決定した場合、登録簿に取消を記載し、第一条に基づき定めた方法に従いその地理的表示の登録取消を公告する。

第一段の公告では以下の事項があるようにする。

- (一) 登録出願番号と登録取消申請日。
- (二) 登録番号と登録日。
- (三) 登録変更の公告日。
- (四) 委員会が取消を命じた地理的表示登録。
- (五) 登録官が相当と判断したその他の内容。

### 第二二項（取消申請の取下げ）

地理的表示の登録取消申請の取下げに第一八条の内容を準用する。

● 仏暦二五四七年・地理的表示に係る手数料レート定める省令

前文省略

第一項（手数料）

手数料レートを以下のように定める。

- （１）地理的表示登録出願 一部５００バーツ
- （２）地理的表示登録反対 一部５００バーツ
- （３）登録官の命令または決定への不服申立 一部５００バーツ
- （４）地理的表示登録の内容変更申請 一部２００バーツ
- （５）地理的表示登録の取消申請 一部２００バーツ
- （６）その他の申請 一部２００バーツ

第二項（施行日）

本省令は仏暦二五四七年四月二八日より施行する。

（おわり）